# 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7年 6月 6日

国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 · 教 育 機 構 水 産 技 術 研 究 所 解 拠 点 長 佐 伯 公 康

### 1 . 調達内容

(1)調達件名南伊豆庁舎海水取水設備清掃点検業務

(2)調達 仕様 入札説明書による。

(3)履行期限 令和 7年 9月15日

(4)履行場所 国立研究開発法人水産研究・教育機構 南伊豆庁舎

(5)入 札 方 法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって係る課税事業者であるか免税事業であるかを問わず、見積もった契約希望金額の1100分の10に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程(平成13年4月1日付け13 水研第65号)第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8・9年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「建物管理等各種保守管理」の資格保有者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
  ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第 1項各号に掲げる者でないこと。
- 3 . 入札説明書等の交付方法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等(入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等)の交付を受けること。

① 直接交付

 静 岡 県 賀 茂 郡 南 伊 豆 町 石 廊 崎 1 8 3 - 2

 国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構

 水 産 技 術 研 究 所 南 伊 豆 庁 舎 管 理 チ ー ム

 電 話 0 5 5 8 - 6 5 - 1 1 8 8

 F A X 0 5 5 8 - 6 5 - 1 1 8 8

F A X O 5 5 8 - 6 5 - 1 1 8 8 ② 宅配便着払いによる交付

- 任意書式に「南伊豆庁舎海水取水設備清掃点検業務入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。
- ③メールによる交付

任意書式に「南伊豆庁舎海水取水設備清掃点検業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

4 . 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和 7年 6月20日までに上記3. あてにメール(アドレスは入札説明書に記載)又はファックスにて質疑を行うこと。当

日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。

なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。

ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

- 5. 入札の日時及び場所等
  - (1)入札の日時及び場所

令 和 7 年 6 月 2 7 日 1 4 時 0 0 分 静 岡 県 賀 茂 郡 南 伊 豆 町 石 廊 崎 1 8 3 - 2 国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構 南 伊 豆 庁 舎 会 議 室

(2)郵便による入札書の 受領期限及び提出場所 令和7年6月27日12時00分 3. ①に同じ。

- 6 . その他
  - (1) 契約手続きにおいて 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3)入 札 の 無 効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

- (4) 契約書作成の要否
- 要。
- (5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は農林水産省大臣官房予算課の資格審査結果通知書写しな提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。
- 7. 契約に係る情報の公表
  - (1)公表の対象となる契約先

次の①及び②いずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等<sup>※注1</sup>として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること※注2

なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。

※注1「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。

※注2総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。

- (2) 公表する情報
  - 上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
    - ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
    - ②当機構との間の取引高
    - ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
      - 3 分の 1 以上 2 分の 1 未満、 2 分の 1 以上 3 分の 2 未満又は 3 分の 2 以上
    - ④一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報
  - ①契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機

構における最終職名等)
② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

- (4) 公表日 契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約について は原則として93日以内)
- (5) その他 当機構ホームページ(契約に関する情報)に「国立研究開発法人水産研究・教育機構 が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認いただくとともに、 所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約 の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。 なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただ きますので、ご了知願います。
- 8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

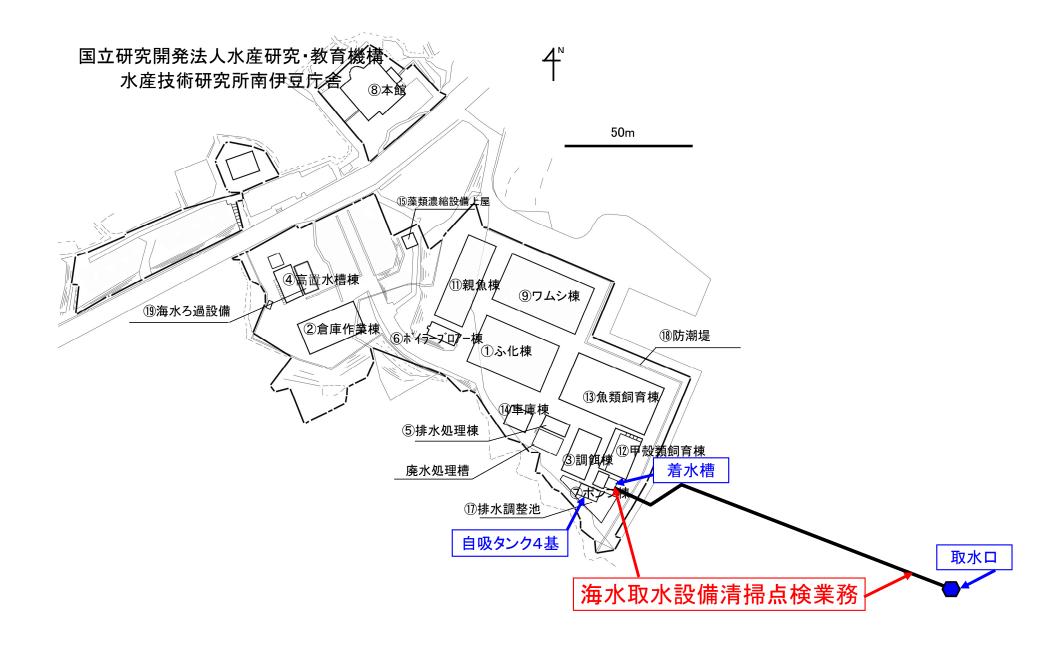
当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」(URL: http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge\_request/note\_contract.pdf)をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。公的研究費の不正防止関係書類(①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書)は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

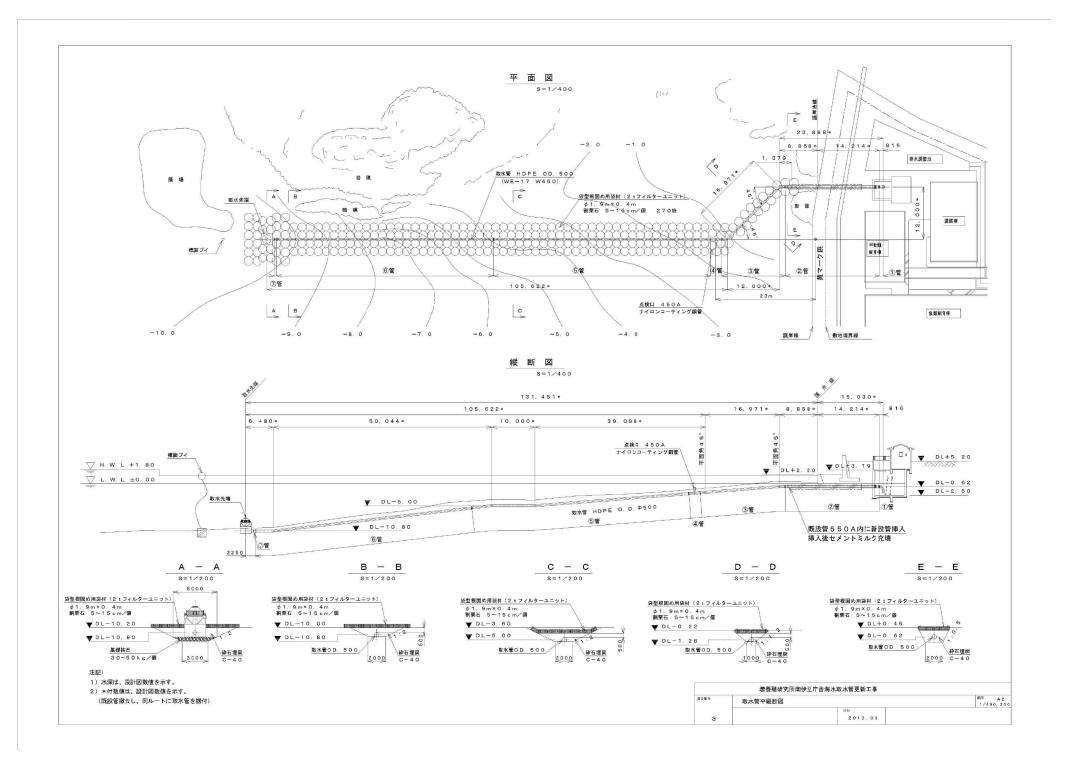
なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

## 業務仕様書

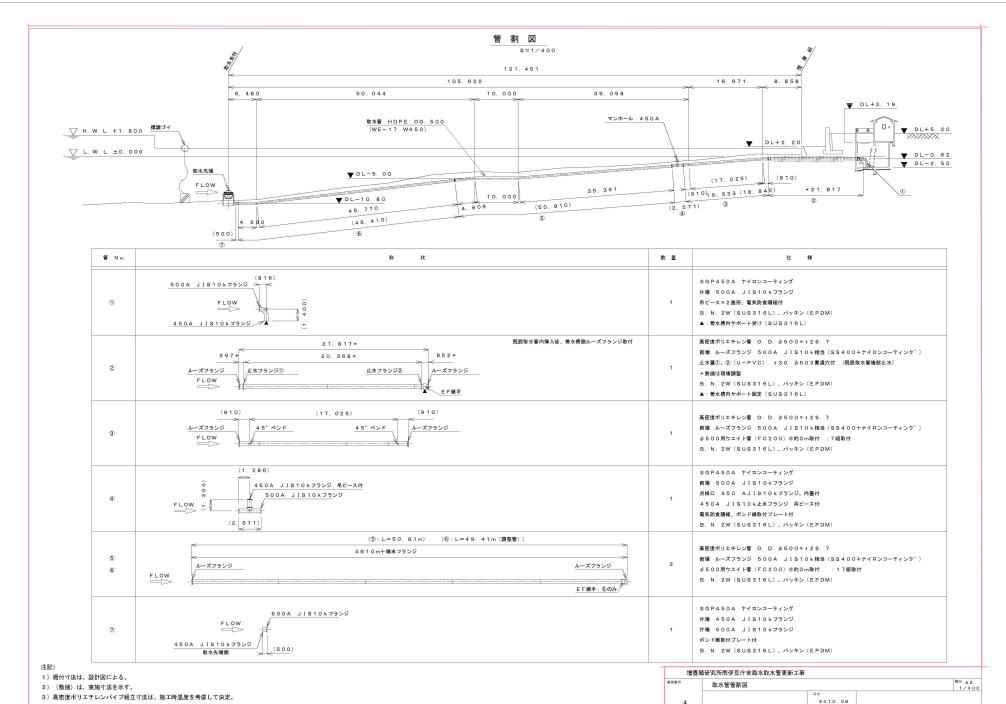
- 1. 件 名 南伊豆庁舎海水取水設備清掃点検業務
- 2. 業務目的 本業務は、南伊豆庁舎の海水取水設備及び関連設備の清掃・点検を実施し、海水の安定供給機能を維持することを目的とする。
- 3. 業務場所 静岡県賀茂郡南伊豆町石廊崎 183-2 国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所南伊豆庁舎
- 4. 履行期限 令和7年9月15日
- 5. 業務内容 1)海水取水管内の清掃・点検
  - ・潜水作業により、取水管の着水槽側の付着物除去や清掃を行い、目視 観察により不具合箇所の点検を行うこと。
  - ・取水管内部の清掃作業はピグ洗浄工法により着水槽側から取水口に向けてポリピグ (クリスクロス 450A) を圧送して行い、同作業を 2 回実施すること。
  - ・同作業に必要なポリピグについては、新規に補充(予備を含めて2個) して行うこととする。
  - 2) 取水管先端の清掃・点検
  - ・潜水作業により、取水管先端及び点検口の付着物除去や清掃を行い、 目視観察により腐食劣化及び不具合箇所がないか点検を行うこと。
  - 3) 着水槽の清掃・点検
    - ・潜水士により、着水槽内壁及び底面を点検するとともに、槽内に堆積 している砂泥等を水中ポンプにより排出し、内部関連設備の付着物を 除去すること。
  - 4) 浮標ブイー式取替え
    - ・既設浮標ブイについて、同等品に交換すること。
    - ・交換後は、不具合がないか点検すること。
    - ・既設浮標ブイ(丸ブイ 33cm オレンジカラー、中間ブイ、係留ロープ、シャックル)一式
  - 5) 海水自吸タンクの内部清掃
  - ・ポンプ棟内に設置されている海水自吸タンクの内部およびスクリーン の付着物を除去すること。方法は、自吸タンク4台(別添図)の上部 のボルトナットを外してスクリーン2個を取りだし、スクリーンおよ び自吸タンク内部をブラシ等で清掃すること。

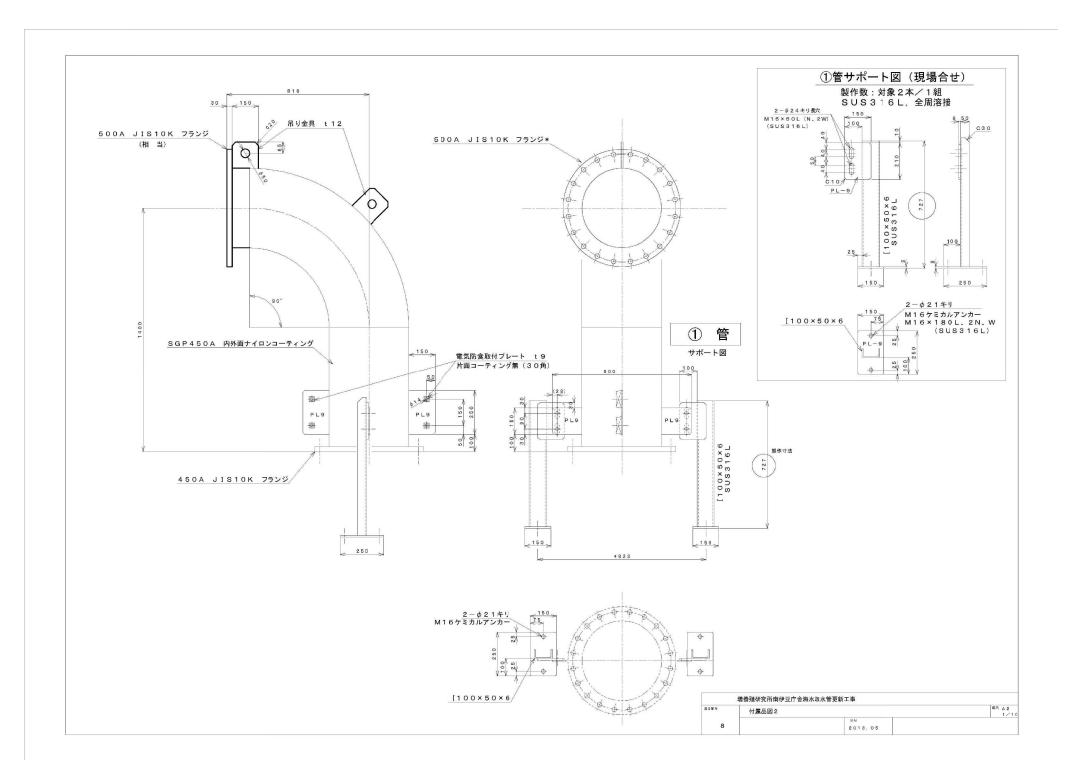
- 6. 特記事項
- 1) 取水管内の清掃作業中に、ポリピグの詰まり事故等が発生した場合には、早急に取水確保を図る必要があるため、当庁舎担当職員と協議の上、対応すること。なお、上記費用については、別途協議の上、決定とする。
- 2) 取水管内清掃のために海水取水を停止する時間は 9:00~16:00 まで の最大 7 時間とし、他の時間は海水取水状態を維持すること。
- 3) 本業務の着手に当たり、事前に作業計画及び作業工程表を提出すること。
- 4) 着水槽までの進入路が狭いため、使用する重機等の大きさには留意 すること。また、取水管着水槽側のベント管及びランチャーの脱着の 際には、クレーン用の作業口が小さいため作業の際に留意すること。
- 5) 本業務により発生した廃材、清掃後の汚泥等は場内引渡しとすること。
- 6) 本業務完了後に竣工報告書及び関連資料を提出すること。
- 7) 本業務の実施に当たり、事前に海上保安庁及び伊豆漁業協同組合等の関係機関に届出を行うこと。
- 7. その他 詳細については担当職員の指示に従うこと。











### ランチャー

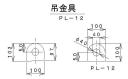
S = 1 / 10

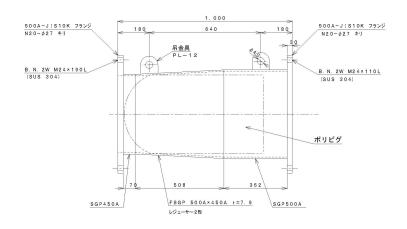
材 質: SS400, SGP, FSGP

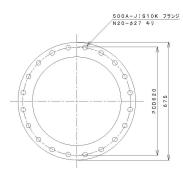
塗 装:非特定化学物質型タールエポキシ樹脂塗装 O. 4 mm以上

製作数: 1組

重量 :約157kg







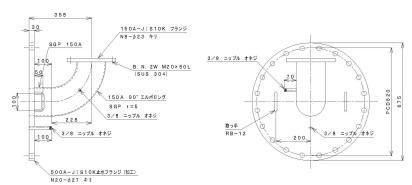
### ランチャー蓋

S = 1 / 1 0

材 質: SS400, SGP, FSGP

塗 装:非特定化学物質型タールエポキシ樹脂塗装 O. 4 mm以上

製作数: 1枚 重量 :約96kg



增養殖研究所南伊豆庁舍海水取水管更新工事				
四五卷号	付属品3(ランチャー)			和R A 2 1/10
_		E 64		
9		2013.08		

